

○総務省告示第二百二号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第十八条の二の規定に基づき、昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号（無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和五年六月一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

対 出 総	対 出 編
<p>【一～三 略】</p> <p>四 設備規則第五十四條第二号から第二号の三まで及び第四号に規定する技術基準に係る簡易無線局にあつては、無線局運用規則第十四條第一項及び第二項、第二十條第一項、第二十三條第二項及び第三項、第二十六條、第二十九條第二項、第三十條、第三十六條、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條、第百二十七條、第百二十七條の三第一項、第百二十七條の四並びに第百二十八條第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該設備に適合した方法により呼出し若しくは応答又は通報その他の事項の送信を行うことができる。</p> <p>【五～九 略】</p>	<p>【一～三 同左】</p> <p>四 設備規則第五十四條第二号及び第四号に規定する技術基準に係る簡易無線局にあつては、無線局運用規則第十四條第一項及び第二項、第二十條第一項、第二十三條第二項及び第三項、第二十六條、第二十九條第二項、第三十條、第三十六條、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條、第百二十七條、第百二十七條の三第一項、第百二十七條の四並びに第百二十八條第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該設備に適合した方法により呼出し若しくは応答又は通報その他の事項の送信を行うことができる。</p> <p>【五～九 同左】</p>
備考 表中の「」の記号は注記を意味する。	